

⇨ 相続税申告書の提出先

Q : 父は京都に住んでいましたが、先月大阪の病院で亡くなりました。相続人は父と同居していた母と東京に住んでいる私、それに名古屋に嫁いでいる妹の3人です。

ところで、私たち3人の相続税の申告書はどここの税務署に提出するのでしょうか。

A : 京都にあるお父さんの住所地を所轄する税務署に提出することになります。

【解説】

相続税の申告書は、①被相続人の死亡の時ににおける住所地が日本国内にある場合は、被相続人の死亡の時ににおける住所地を所轄する税務署長に、②被相続人の死亡の時ににおける住所地が日本国内にない場合は、相続や遺贈により財産を取得した人の住所地を所轄する税務署長に、提出することになっています。

したがって、①の場合には、相続や遺贈によって財産を取得した人の住所地がどこにあるかにかかわらず、すべて被相続人の死亡の時ににおける住所地を所轄する税務署長に提出することになります。

ご質問の場合の相続税の申告書は、京都にあるお父さんの住所地を所轄する税務署長に提出することになります。

ちなみに、同じ被相続人から相続や遺贈によって財産を取得した人で、相続税の申告書を提出する人が2人以上ある場合において、それらの人の相続税の申告書の提出先税務署長が同じである場合には、これらの人は申告書を共同（一の申告書に連署して行います）して提出することができます。

